

記載例

第7号様式（第12条関係）

●●年 ●月 ●日

（宛先）川崎市長

本社所在地 川崎市川崎区▲▲町●番地

名称 □□□株式会社

代表者役職・氏名 代表取締役 ●● ●●

法人の場合は役職名も必ず  
記載してください。

川崎市グローバル展開支援事業補助金事業実績報告書

●●年 ●月 ●日付け川崎市指令経経第●●号をもって交付決定を受けた標記補助金について、補助事業が完了しましたので、川崎市グローバル展開支援事業補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

添付書類

- （1） 支払いを証する書類の写し
- （2） その他市長が必要と認めるもの

(1) 越境 EC の場合

第 7 号様式の別紙 (第 1 2 条関係)

事業報告書

該当事業を一つ選択してください。  
二つの事業を実施した場合は、各事業ごとに事業報告書を作成してください。

事業実績

対象事業 (該当事業に☑を記入)	(1) 国際的な電子商取引 (越境 EC) の取組	<input checked="" type="checkbox"/>
	(2) 海外事業者とのオンライン商談等の取組	<input type="checkbox"/>
	(3) 海外への販路開拓や拠点設立に向けた現地調査	<input type="checkbox"/>
	(4) 海外で開催される展示会等への出展	<input type="checkbox"/>
	(5) 海外展開に必要な国際認証等の取得	<input type="checkbox"/>
事業名	米国への販路拡大に向けた越境ECモール●●への新規出店及び自社の越境ECサイトの構築	
実施期間	令和 5 年 6 月 30 日 ~ 令和 6 年 3 月 15 日	
実施場所	越境ECモール●●及び自社越境ECサイト	
実施内容	<p>(事業計画書の内容と矛盾しないよう、実際に行った内容、工夫した点等を記載してください。)</p> <p>弊社の●●製品について越境ECモール●●に出店した。 自社の越境ECサイトを構築し、ECモールと連携させて販促につなげた。 インフルエンサーとして有名な●●を起用して、商品PR及びECモールへの誘導を行った。また、各種SNSを通じて販促を行った。</p>	
事業成果 (当初見込んでいた効果と比べた成果等)	<p>(目標達成度: 販売金額・成約件数・プロモーション効果等、事業実施で見えてきた課題、今後の目標等を記載してください。)</p> <p>インフルエンサーや各種SNSを活用してプロモーションをかけたことにより、弊社の越境ECサイトの PV(ページビュー)数が約●%増加した。 弊社の●●製品を、ECモール上で約●円(約●個)、自社サイトでは約●円(約●個)販売することができた。 これまで、弊社の売上は国内:海外が 9:1 だったが、今回の取組により 8:2 ぐらいまで海外比率を拡大させることができた。 しかし、インフルエンサーの起用による売上の増加は一過性で、弊社の製品と認識せずに購入した人が多かったため、今後は販売商品の中に弊社のリーフレットを入れるなどして、リピーターを増やす取組を強化していきたい。</p>	
商談等の実績 (5)の場合を除く)	商談件数: ●件 (うち継続案件件数:           件) (うち成約件数: ●件) PV (ページビュー) 数: ●PV	

完了日は、事業実施完了と経費の支払完了のうち最も遅い日付を記載してください。

補助対象経費

費目	項目・内容	(消費税抜額)
出店費用	越境ECモール出店料	50,000 円
出店費用	月額利用料 3 か月分 (\$ 1 = ●●円換算)	60,000 円 (\$ ●●)
サイト構築費	サイト設計・Web ページ作成	200,000 円
コンテンツ制作費	越境ECサイト用の動画作成	100,000 円
マーケティング・広報費用	インフルエンサー依頼費用	200,000 円
運搬費	指定倉庫輸送費	50,000 円
通訳翻訳費	越境ECサイトの弊社紹介ページの 翻訳費用	30,000 円
補助対象経費合計 (A)		690,000 円

越境 EC にかかる初期費用以外の経費における月額利用料等については、対象経費として算入可能な金額は補助対象期間内のうち上限 3 か月分です。

外貨建てで支払いの場合は日本円と外貨を併記してください。支払日の為替レートも記載してください。

消費税抜額を記載してください。  
海外現地税は対象に含まれます。

補助申請額

補助対象経費 (A)	補助率	補助申請額 (A) × 2/3 と限度額のいずれか低い額
690,000 円	2/3	400,000 円

(千円未満切捨て)

対象事業ごとの限度額の範囲内になっているか確認してください。  
二つの事業を実施する場合は、各限度額の範囲内かつ合計 40 万円  
(重点事業の場合は合計 50 万円)を限度額とします。

**交付決定金額以上の補助金の交付は出来ません**

(対象事業ごとの限度額)

対象事業	限度額
(1) 国際的な電子商取引 (越境 EC) の取組	40 万円 (重点事業の場合は 50 万円)
(2) 海外事業者とのオンライン商談等の取組	20 万円 (重点事業の場合は 30 万円)
(3) 海外への販路開拓や拠点設立に向けた現地調査	10 万円
(4) 海外で開催される展示会等への出展	20 万円 (重点事業の場合は 30 万円)
(5) 海外展開に必要な国際認証等の取得	40 万円

- ※ 本補助金の交付は、補助対象期間内に一事業者あたり二つの事業までとします。
- ※ 二つの事業を実施する場合は、各限度額の範囲内かつ合計 40 万円 (重点事業の場合は合計 50 万円) を限度額とします。
- ※ 二つの事業を申請した場合は、各事業ごとに記載して提出してください。
- ※ 足りない場合は、行を増やしてお書きください。